

「帯広市みどり輝く森林づくり推進事業」により 森林の下刈や除間伐を支援します。

森林には災害の防止や水源のかん養、さらには、二酸化炭素の吸収による地球の温暖化の防止や人々に憩いや学びの場を提供するなど、公益的な機能があります。

適切な森林施業をすすめ、こうした森林の機能を持続的に発揮させ、広く市民が享受できるように制度を創設しました。

【助成内容】 私有林における植林後の下草刈や除伐・間伐に係る費用に対する助成を行います。



下草刈	年2回 (3年間)	全刈	16,500 /円ha当り
		筋刈	13,000 "
	年1回 (1年間)	全刈	11,000 "
		筋刈	8,000 "

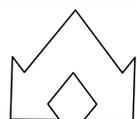
※植林後の4年間を対象とします。

除伐・間伐	1回目	16,500 /円ha当り
	2回目	16,500 "

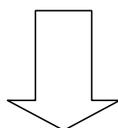
※除伐・間伐の2回目までを対象とします。

上記については、作業の内容によって異なります。
また、公共造林事業の補助対象が条件です。
詳細については、下記の間合せ先まで御連絡願います。

従来の場合

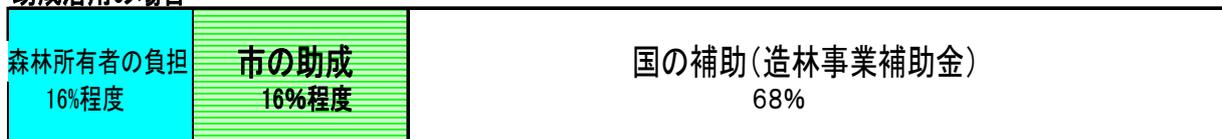


助成措置の創設



※パーセント表示は、おおむねの数値です。

助成活用の場合



○問合せ先

担当 帯広市 農政部 農村振興課 林業振興係

住所 帯広市西5条南7丁目1番地(市役所7階)

電話 0155-65-4173

FAX 0155-23-0160

メール rural@city.obihiro.hokkaido.jp